平成２１年（フ）第３１３５号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原320番地１サンビレッジ新原Ａ101号
債務者　高田　真二
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３６号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原320番地１サンビレッジ新原Ａ101号
債務者　高田　弥生
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８４号
福岡県前原市南風台３丁目１番１号　101
債務者　諫山　　勉
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９２号
福岡市中央区高砂２丁目14番26―201号
債務者　秋光　　惠
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６００号
青森市大字安田字近野123番地１、住民票上の住所青森市大字安田字近野123番地４
債務者　白戸　惠子
１　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８００号
神奈川県伊勢原市東成瀬２番地の２　11―501
債務者　仙石　貴裕
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４３号
神奈川県小田原市本町４丁目３番19号　風間荘
債務者　大貫　貴人
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５２号
神奈川県厚木市林１丁目３番10号　アプリーテ101、旧住所神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷1166番地の４
債務者　吉川　尚美（旧姓渡部）
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８５６号
神奈川県厚木市松枝２丁目６番16号　ハイツ大橋103
債務者　菊池知恵子（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４２２号
山口県下関市前勝谷町６番18号
債務者　佐村めぐみ
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
山口県下関市長府八幡町４番Ｒ２―508号　市営前八幡住宅２
債務者　高見　眞弓
１　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第９２０号
札幌市東区北12条東17丁目１番15―903号
債務者　佐々木泰子（旧姓秋葉）
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１０号
札幌市豊平区豊平７条10丁目２番１―905号
債務者　打田　　孝
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１９号
北海道江別市野幌町15番地の11　エクセルＭＳＩ―102
債務者　田中　将裕
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２３号
札幌市南区石山３条８丁目５番１号
債務者　菊地　哲也
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２５号
札幌市白石区菊水上町１条１丁目44番地１　香水荘
債務者　佐藤　利香
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３５号
札幌市北区新琴似12条４丁目３番８号
債務者　西片　智美
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部